

アメリカ大リーグのレイズ球団の松井秀喜外野手（三八歳）が戦力外通告を受けたという。今期の出場試合が三四、打率一割四分七厘、本塁打二本、打点七という成績では、やむを得ないのかもしれないが、日米両国での絶頂期を知る者の一人としては寂しい。球界の中においても今後の選肢は幾つかあるというが、どのような選択をするにしても、どこかでその勇姿を再び見せてくれることを期待したい。

ところで、民間活力の利用の有力な方法として推進されたいわゆる三セクによる事業のほとんどがその経営に苦勞しており、その役割は終わったといふべきものも少なくないという。総務省の平成二三年度の調査によると、経常収支が黒字の法人が三、六七七（六一・〇％）、赤字の法人が二、三四六（三九・〇％）ということであるが、出資団体からの補助金を経常収入に計上している法人が二、五七〇あるという。また、出資団体から借入をしている法人は五七八、借入総額は二兆九、四四八億円、出資団体以外からの借入金が四兆三五一億二、八〇〇万円（一、四八三

法人）、そのうちの一兆六、一九五億二、〇〇〇万円（四〇九法人）に出資団体による損失補償がなされているという。このような状況は、三公社においても、損失補償が債務保証となるだけで、大きな違いはないようである。かねてから、三公社も含めた三セク等の多くに経営上の問題があることは指摘されていた

新・弁護士月記 ⑥



戦力外通告

橋本 勇

が、清算に際して財政的な負担や責任問題が顕在化することなどの心配があることから、その処理は先送りされてきた。しかし、出資団体の財政状況の悪化もあって、待たなしの事態になってきたことから、平成二一年三月の地方財政法の改正によって、五年間の時限

措置として、いわゆる三セク債の制度が設けられた。この制度は、三セク等を清算するに際して必要となる資金を起債によって調達することができるとするものであり、二三年度までに六六件、二、八八九億円の許可がなされたという。しかし、現況が前述のとおりであるとすると、清算すべきであるにもかかわらず、決断で

きないでいるものが大多数であるように思われる。

処理が遅れている最大の原因は、事態が深刻であることを自覚しながら、あるいは自覚しているが故に、判断することの責任を回避していることにあるのではないだろうか。数年前になるが、ある知事から突然の呼び出しがあり、実質的に債務超過になっている住宅供給公社をどうしたら良いかという質問を受けた。その時には、まず最初に「県にとつて、将来公社が果たすべき機能として何がありますか」と訪ねた。知事が同席していた部長の方を見たところ、部長が「特にありません」というので、「そうであるならば、なるべく速やかに清算・解散すべきだ」ということを申し上げた。知事は、その場で、解散させるという決断をされて、部長に指示をされたが、部屋を退出した後、担当課長から、「とんでもないことを言ってくれた。これから大変だ。」とこぼされた。

自治法一三八条の二は、執行機関は、当該団体の事務を「自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」と定めている。戦力外となった組織を速やかに整理することも、この義務に含まれることを確認する必要があると思う。

（弁護士）